四　女性用便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する女性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

同時に就業する女性労働者の数	便房の数
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数以下	一
設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を超える数	一に、設ける独立個室型の便所の数に十を乗じて得た数を同時に就業する女性労働者の数から減じて得た数が二十人を超える二十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

五　便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。

六　流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

（睡眠又は仮眠の設備）

第二十条　（略）

2　事業者は、前項の場所には、寝具その他の必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

第二条　事務所衛生基準規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（照度等） **第十条**　事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行う室については、この限りでない。	（照度等） **第十条**　事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行なう室については、この限りでない。
作業の区分 / 基準 一般的な事務作業 / 三百ルクス以上 付随的な事務作業 / 百五十ルクス以上	作業の区分 / 基準 精密な作業 / 三百ルクス以上 普通の作業 / 百五十ルクス以上 粗な作業 / 七十ルクス以上
2・3　（略）	2・3　（略）